

事務連絡  
平成23年8月29日

各 都道府県 災害救助法担当課 殿

厚生労働省社会・援護局総務課  
災害救助・救援対策室

### 応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借り上げについて

今般の東日本大震災に当たっては、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)からの避難者に対し、必要な救助の実施に種々ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

既にご承知のように、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借り上げについては、被災3県からの避難者を受け入れられている各都道府県におかれても、それらの避難者に対して行うことが可能であり、厚生労働省としては、被災者の広域的な避難の状況に鑑み、その受け入れ先としての民間賃貸住宅の活用に関して、別添のとおり、これまで、数次にわたり関連通知を発出してきているところです。

皆様におかれては、既にご承知のこととは存じますが、避難者の受入を行っている都道府県からご照会もいただいているところから、念のため、これらの関連通知の留意点につきまして、下記のとおり、あらためて整理をし、周知をさせていただきますので、ご理解の上、ご協力方よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 被災3県からの避難者の取扱について

今般の東日本大震災に続く原発事故に関しては、多数の県外避難者が生じており、甚大な被害が生じた被災3県から避難者を受け入れる場合、東京電力福島第一原子力発電所周辺の避難区域からの避難者であるか否かに関わらず、災害救助法の対象となり、したがって民間賃貸住宅の借り上げを活用した応急仮設住宅の供与の対象であること。

(平成23年4月4日社援総発0404第1号通知参照)

## 2. 民間賃貸住宅を借り上げる場合の家賃の取扱いについて

民間賃貸住宅を借り上げる場合の家賃については、依然として、当職から「参考金額」としてお示した月額6万円を、絶対的な「上限額」としている取扱いが見受けられることから、地域の実情や家族構成等を勘案の上、幅を持たせた運用を行うこと。

(平成23年7月15日社援総発0715第2号通知参照)

## 3. 被災者名義による民間賃貸住宅の契約の取扱いについて

災害救助法における民間賃貸住宅の借り上げについては、通例であれば、都道府県(又は委任を受けた市町村。以下同じ。)が借り上げて被災者に提供するものであるが、今般の東日本大震災に当たっては、被災3県においては県内全ての市町村に災害救助法が適用される等、発災直後の自治体の事務が混乱した状況の下、当面の住居を確保するために、被災県が借り上げを行う前に、被災者自らが借り上げを行わざるを得なかったものである。

また、多数の被災者が県外へ避難する中で、被災3県からの避難者を受け入れた各都道府県でも同様に各都道府県が借り上げを行う前に、被災者自らが借り上げを行わざるを得なかったと考えられることから、被災3県からの避難者を受け入れている各都道府県におかれても、被災3県からの避難者が、発災以降に被災者名義で契約した場合であっても、その契約時以降、都道府県名義の契約に置き換えた場合、各都道府県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合と同様に、被災者名義で契約した入居日から都道府県名義とした日までの期間を含め、災害救助法の対象となること。

また、被災者が賃貸人に対して家賃等を支払い済みであれば、賃貸人は被災者が支払い済みの家賃等相当額を返還すべきであるが、県、賃貸人、被災者の三者間の承諾が得られれば、賃貸人が被災者に対し、県から当該家賃等相当額を受領する権限を委任することも可能であること。

(平成23年4月30日社援発0430第1号、平成23年7月7日社援総発0707第1号、平成23年7月15日社援総発0715第2号通知参照)

なお、この件について被災3県より、別途協力依頼が行われた場合には、各都道府県におかれましては上記趣旨をふまえ積極的に御協力いただきますようお願いいたします。

## 4. 附帯設備の取扱いについて

建設した応急仮設住宅に標準的に設置されている必要最低限度の仕様の附帯設備(エアコン、ガスコンロ、照明器具、給湯器、カーテン)については、民間賃貸住宅を借り上げた場合も同様に、その設置に要する相当な費用については、災害救助法の対象となること。

(平成23年5月30日社援総発0530第1号通知参照)

#### 5. 被災3県からの避難者を受け入れている場合の取扱いについて

本来の居住地を遠く離れて避難せざるを得なかった被災者の状況にも鑑み、上記1から4の取扱いについては、被災3県からの避難者を受け入れている各都道府県においても、被災3県と同様に取り扱っていただくよう是非お願い申し上げます。

被災県より災害救助法に基づく応援要請がなされた場合、受入都道府県内における救助の責任主体(受託者)はそれぞれの都道府県となることに鑑み、被災3県からの避難者を受け入れている各都道府県におかれては、被災3県とも十分に連携を図っていただき、これらの取扱いに必要な契約名義の書き換え等の事務、民間賃貸住宅の借上げ費用の支弁やその後の被災3県への求償等のための予算上の対応など是非ともご協力をお願いしたいこと。

(平成23年7月15日社援総発0715第2号通知参照)